

佐久圏域の一部市町及び上田圏域の 新型コロナウイルス感染症対策を強化します

令和3年8月6日 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 今回対策をお願いする理由

- 第5波になって以降、**飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ない**ことは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
- 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しており、ご自宅での会食を含めて普段会わない方との会食は控えるようお願いしているところですが、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。（マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、仕切られた空間に大人数が密集する 等）
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行うことといたしました。

(1) 事業者の皆様への協力要請、支援

- ①酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します。

特措法第24条第9項

【要請期間】

8/9（月）～ 8/18（水）

感染状況により延長する場合があります

【対象地域】

佐久圏域：小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町

上田圏域：上田市、東御市、青木村、長和町（圏域内すべての市町村）

2 該当市町村における県としての追加の対策

【要請内容】

種 類	区 分		要請の内容
<p>接待を伴う飲食店、飲食店 （酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）</p> <p>飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）</p>	<p>「信州の安心なお店」 認証店</p>		<p>営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり）</p>
	<p>「信州の安心なお店」 非認証店</p>	<p>ガイドライン 遵守</p>	<p>営業時間短縮 （5時～20時）</p>
		<p>ガイドライン 非遵守</p>	<p>休 業</p>

【「信州の安心なお店」認証店における特例】

- 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」
利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

※「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

2 該当市町村における県としての追加の対策



- ②営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します。
(詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。)

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5万円／日） ※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】

- 既に認証されている事業者は、
20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始日に選択していただく（要請期間中に変更することはできません）
- 要請期間中に新たに認証された事業者は、
認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日：20時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく

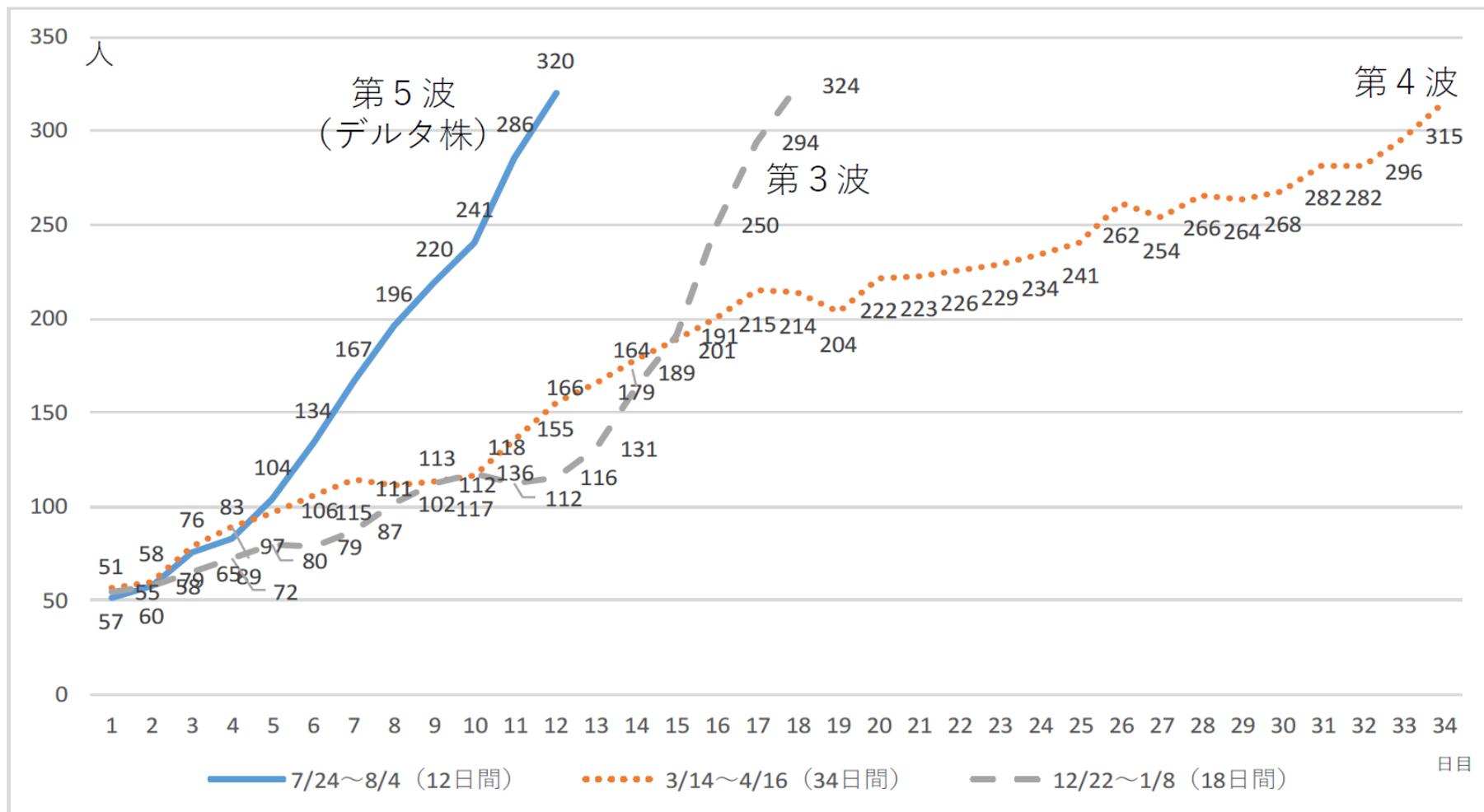
- ③飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いいたします。

(2) 飲食店等を利用される皆様へのお願い

- ① 20時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、
1グループは同居家族又は4人以内とし、利用する時間は2時間以内とするようお願いします。

- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします。

(参考1)長野県内における第3波、第4波及び第5波の 1週間あたり新規陽性者数の増加速度の比較



※それぞれの波の始点は1週間あたりの新規陽性者数が50人を超えた点とした

(参考2) デルタ株の特徴

①感染力は従来株より大幅に増大

従来株よりも1.32倍高いとされたアルファ株よりも、さらに1.5倍高い可能性

②感染すると重症化しやすい可能性

従来株に比べ重症化リスクが1.4倍といわれるアルファ株よりも、さらに入院リスクが高い可能性

③ワクチンの効果を弱める可能性

アルファ株に比べて、感染予防効果・発症予防効果が弱まる可能性

(参考3) 10圏域の感染警戒レベル <R3.8.6現在>

感染警戒レベル5の圏域等

- 1 圏域 5 市町 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町 (以上佐久圏域)、上田圏域

感染警戒レベル4の圏域

- 5 圏域 佐久圏域、諏訪圏域、松本圏域、長野圏域、北信圏域

感染警戒レベル3の圏域

- 4 圏域 上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、北アルプス圏域

